

# 中国における労働紛争の解決制度

(本文の内容はご参考に供します)

## 一、中国労働紛争の解決機関

1. 企業内部の労働紛争調停委員会
2. 中国の各地の労働紛争仲裁委員会
3. 中国の各地の基礎人民法院（簡易裁判所）と中級人民法院（地方裁判所）

## 二、労働紛争仲裁委員会の沿革、実態

### 1. 労働仲裁制度の設立期・中断期、回復期・発展期の三段階

#### (1)労働仲裁制度の設立期

中華人民共和国成立後、初の労働仲裁規則の誕生

- ・「労資関係に関する処理の暫定弁法(中華全国総工会(組合)による制定・公布 1949年11月)」
- ・「労働争議仲裁委員会の組織及び運営規則(中国の労働部による制定・公布 1950年6月)」
- ・「労働争議解決手続に関する規則(中国の労働部による制定・公布 1950年10月)」

#### (2)労働仲裁制度の中断期

1955年以後、中国国内情勢変化によって労働紛争仲裁委員会は次第にその存在が薄くなり、政府の一部門として「人民信訪弁公室(国民苦情処理センターに相当する)」に移管され、事実上、労働仲裁制度は有名無実となり、実質上の中断期に入りました。

#### (3)労働仲裁制度の回復期・発展期

1. 30年近く中断された労働仲裁制度は、中国共産党第13回党大会の報告「労働仲裁制度の改めでの設立」を中国国内外に宣言したことにより、回復の春を迎え、中国各地では次第に労働紛争仲裁委員会が回復してきました。

- ・ 1986 年 4 月中国共産党中央、国務院が「真剣に労働制度の執行に関する幾つかの規定通知」を公布。
- ・ 1986 年 7 月国務院が「労働制度の改革に関する四つの暫定規定の通知」を公布
- ・ 1987 年 7 月 31 国務院が「国营企業労働争議に関する処理暫定規定」を公布
- ・ 1993 年 7 月 6 国務院が「中華人民共和国企業労働争議に関する処理条例」を公布、1993 年 8 月 1 日実施
- ・ 1980 年 7 月 26 日国務院が「中外合弁経営企業労働管理規定」を公布、実施
- ・ 1994 年 7 月 5 日国家主席令が「中華人民共和国労働法」を公布、1995 年 1 月 1 日実施

## 2. 上海市における労働紛争仲裁委員会の実態

2003 年末、18 の区単位に仲裁委員会が設立され、1 県単位及び上海市において、それぞれ仲裁委員会が設立されました。

### \* 上海市の仲裁事件の受理・処理数

2003 年度事件数は、1.5 万件

### \* 上海市の労働仲裁事件の種類別

- ・ 労働契約の解除、終止の労働紛争：13%
- ・ 労働報酬の労働紛争：33.6%
- ・ 社会保険、福利の労働紛争：31%
- ・ その他労働紛争：22.4%

(注：上海労働と社会保障部門 2003 年度統計)

## 三、労働紛争解決機関の現状と効力

### 1 . 労働紛争調停委員会

上記の労働紛争調停委員会は企業内部に設置され、その調停員は従業員大会により選出される代表、企業の代表（会社の責任者による指名）企業の組合代表により構成されます。

また、当該労働紛争調停委員会の主任は、企業の組合代表が担当します。労働紛争の解決方法として調停を行います。調停後の調停書は法的拘束力を有しません。

## 2．中国各地に設置された労働紛争仲裁委員会

労働紛争仲裁委員会は法により国家の仲裁権を行使します。その組織は半官半民という性質を有しています。仲裁員は所在地労働官庁の担当官、政府が指定する経済管理部門の代表（例えば、労働、人事）、所在地の同級組合の代表によりそれぞれ構成されます。

労働紛争の解決方法として主に調停を行い、その調停後の調停書には法的拘束力を有します。

調停ができない場合には労働紛争仲裁委員会が「裁定書」を下します。その「裁定書」は、法的拘束力を有し、人民法院（裁判所）に強制執行を申し立てることが出来ます。

また、労働紛争仲裁委員会が下された「裁定書」に不服がある場合、一級上の労働紛争仲裁委員会への上告はできず、所在地の人民法院へのみ上告することができます。

## 3．人民法院（裁判所）

人民法院の民事審判廷は労働紛争事件、または労働紛争仲裁委員会の「裁定書」に不服事件（注：労働法 83 条）の審理を行います。

当該労働紛争事件の審理は、裁判官 1 名～ 3 名が担当します。

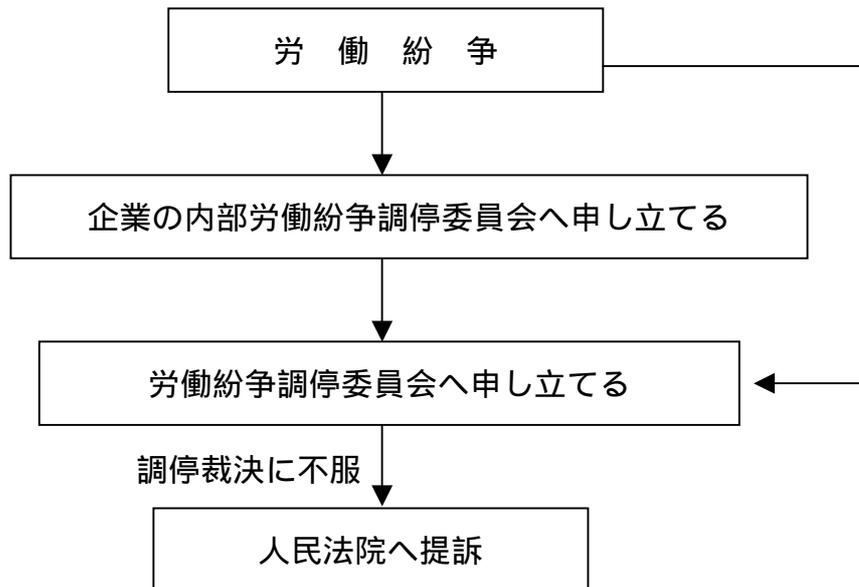
労働紛争事件の審理は、他の民事事件と同様に原則として調停前置主義となり、調停合意が達成できた場合、人民法院は「調停書」を下します。その「調停書」は、「判決書」と同じく法的拘束力を有します。

また、人民法院は、調停ができない事件に対し判決を下します。

人民法院が下した判決に不服があれば、15 日以内に一級上の人民法院に上告することができます。

中国の裁判は二審終審制をとっており、二審裁判所の判決は最終であり、

法的効力を有し、強制執行の申立が可能となりました。



#### 四、労働紛争仲裁委員会が受理できる労働紛争事件

1. 「中華人民共和国企業労働紛争処理に関する条例（国務院 1993 年 7 月 6 日公布）」第 2 条及び「労働紛争仲裁業務に関する幾つかの問題の通知」（労働部發 1995 第 338 号）に基づく、労働紛争仲裁委員会が受理可能な労働紛争事件は下記の通りであります。

企業が懲戒解雇、除名、辞退した従業員と従業員自ら辞職、退職したことにより生じた紛争

給与、社会保険、福利、研修、労働保護に係わる紛争

無効の労働契約の認定、特別条件の下で取り交わした労働契約、従業員の転職、人員削減、経済補償金と賠償により生じた紛争

法律、法規が所定するその他の労働紛争（例えば、集団契約の履行により生じられた紛争等）

2. 上海市において受理・管轄できる労働紛争事件は下記の通りであります。

##### (1) 上海市労働紛争仲裁委員会の管轄

外国企業（またはその他経済組織、個人）と上海市の市単位企業との中外合弁、中外合作企業の労働紛争

投資額 1000 万米ドル以上または柘橋、稟行、漕河涇開発区にある独

資企業の労働紛争

上海市企業における外国籍従業員との労働紛争

上海市において重大な影響がある労働紛争

社会保険に関わる紛争

(2)上海市の各区、県の労働紛争仲裁委員会の管轄

上記の上海市労働紛争仲裁委員会の管轄所定以外の労働紛争

(3)上海市の浦東新区労働紛争仲裁委員会の管轄

浦東新区内の企業と従業員との間の労働紛争（但し、上記(1)の 、 、  
を除く）

#### 五、労働仲裁の申し立ての時効、仲裁審理期間、仲裁費用等

- 1 . 労働紛争の当事者は、当該労働紛争発生日より 60 以内に、書面にて労働紛争仲裁委員会に申し立てます。
- 2 . 労働紛争仲裁委員会の仲裁審理の期間は 60 日以内とし、特別事情がある限り延長可能ですが、最長 30 日を超えてはなりません。
- 3 . 労働紛争の当事者は仲裁の裁定に不服がある場合、裁定書を受領した日より 15 日以内に人民法院に起訴しなければなりません（上告審も判決書を受領した日より 15 日以内）
- 4 . 労働紛争仲裁委員会に納める費用については全国に統一の規定はありません。
  - ・ 上海市の労働仲裁費用：一件 300 元
  - ・ 広東省の労働仲裁受理費用：3 名以下は、一件 20 元、4 名～9 名は、一件 30 元、10 人以上の集団労働紛争は、一件 50 元
  - ・ 労働仲裁処理費用：請求金額なしの紛争：一件 300 元。請求金額 1 万元以内の紛争：一件 500 元。請求金額 1 万元～5 万元の紛争：請求金額の 3%。請求金額 5 万元～10 万元の紛争：請求金額の 2%。請求金額 10 万元以上の紛争：1%を仲裁費用として仲裁委員会に納付します（注：「広東省労働紛争仲裁の費用の納付管理弁法」(2004 年 4 月 10 日実施)）。

## 中国における労働紛争解決の略図

